



章	項目	特記事項																																				
<b>1 工事項目 (電気設備工事) ○印を付したもの</b>																																						
電 氣 設 備 共 通 事 項	工事項目	建物種別及び屋外	1 2 3 4 屋外																																			
	電気設備	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26																																				
工事项目的分類は、公共建築工事内訳書標準式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																																						
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																																					
	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 〔県:第1編1.5.1〕 〔県:第4編1.2.1〕																																					
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 〔県:第1編1.5.3〕																																					
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解説、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者(NTT等)の内規を遵守して完全に施工する。																																					
○ 5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」、 及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター」による。  (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・特定の施設( 甲類1 甲類2 乙類1 乙類2 ) ・一般的の施設( その他 )  (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。	[県:第4編1.3.1]																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>特定の施設</th> <th>一般的の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲類1.2 及び 乙類1.2</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> </tr> <tr> <td>耐震クラスS</td> <td>耐震クラスA</td> <td>耐震クラスB</td> </tr> </tbody> </table> <p>注): ( ) 内の値は階踏および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~6階建</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>地下階</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> </tbody> </table>				耐震安全性の分類			設置場所	特定の施設	一般的の施設	甲類1.2 及び 乙類1.2	その他		重要機器	一般機器	重要機器	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB	建物階数	上層階	建物階数	上層階	2~6階建	2.0	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	0.6	1階及び地下階	1.0	0.6	0.4	地下階	(1.5)	(1.0)	(0.6)
耐震安全性の分類																																						
設置場所	特定の施設	一般的の施設																																				
甲類1.2 及び 乙類1.2	その他																																					
重要機器	一般機器	重要機器																																				
耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB																																				
建物階数	上層階	建物階数	上層階																																			
2~6階建	2.0	1.5	1.0																																			
中間階	1.5	1.0	0.6																																			
1階及び地下階	1.0	0.6	0.4																																			
地下階	(1.5)	(1.0)	(0.6)																																			
<p>※ 上層階の定義は次による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> <th>建物階数</th> <th>上層階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~6階建</td> <td>最上階</td> <td>10~12階建</td> <td>上層8階</td> </tr> <tr> <td>7~9階建</td> <td>上層2階</td> <td>13階建</td> <td>上層4階</td> </tr> </tbody> </table> <p>【重要機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配電盤</li> <li>発電装置</li> <li>交換機</li> <li>自動火災報知受信機</li> <li>直流水消防装置</li> <li>交流無停電電源装置(UPS)</li> <li>中央監視装置</li> <li>太陽光発電設備</li> </ul>				建物階数	上層階	建物階数	上層階	2~6階建	最上階	10~12階建	上層8階	7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																							
建物階数	上層階	建物階数	上層階																																			
2~6階建	最上階	10~12階建	上層8階																																			
7~9階建	上層2階	13階建	上層4階																																			
<p>(4) 設計用鉛直地震力</p> <p>設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(5) 軽量機器等の耐震施工</p> <p>上記以外の100kg以下の軽量な機器の取付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、取付けを行い落とす等に留意する。</p> <p>(6) 建物への配管引込部の耐震処理は 〔標準図-電力31-33〕 (・FEP方式 地中箱方式 )とする。</p> <p>(7) エキスペリジョンイト部の配線は、標準図により配線する。 〔標準図-電力34〕</p>																																						
○ 6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。																																					
○ 7 埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土 ※ 掘り土中の良質土 ( ) ( ) ( 第1編 2.2.1 ) 配管保護部の埋戻し土 ※ 山砂 ( ) ( )																																					
○ 8 歪運動調整	(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・照明装置 受変電設備 発電設備 中央監視制御設備(自動制御設備との協調) ・構内交換設備 構内情報通信網設備 ( ) ・太陽光発電設備 ( ) ( )																																					
○ 9 運転燃料	納入する( 種別 ) ( ) kg																																					
○ 10 配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一直管とする。 (2) 埋戻型分電盤からの立上がり予備配管は、予備の配管用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。	(第2編 1.2.2)																																				
○ 11 支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ステンレス製(SUS304)・溶融亜鉛シッキ(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルト(ボルトキャップ(樹脂製))を取り付ける。 (3) 搬動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ピット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・溶融亜鉛めつき ・電気亜鉛めつき ・ステンレス製																																					
<table border="1"> <tr> <td>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△-1-1</td> <td>建 築 士 事 務 所 名</td> <td>工事名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計年:令和〇〇年〇〇月</td> <td>設 計 者 氏 名</td> <td>印</td> <td>図面名称</td> </tr> </table>				福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△-1-1	建 築 士 事 務 所 名	工事名称		設計年:令和〇〇年〇〇月	設 計 者 氏 名	印	図面名称																											
福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△-1-1	建 築 士 事 務 所 名	工事名称																																				
設計年:令和〇〇年〇〇月	設 計 者 氏 名	印	図面名称																																			

2	1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事・別途工事等を含めた施工図による検査を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。 (2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009 (3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 (4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 (5) 雪による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。 (6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。	5 施工条件	1 工程関係 2 施工時期 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公告対策 6 安全対策 7 その他	※ 調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要あり ・ 施工順序の調整 ※ 制限無し ・ 制限有り ・ 制限する工種名 ( ) ・ 施工時期 ( 土日祝日のみ ) ・ 施工時間 ( 時 ~ 時まで ) ・ 施工方法 ( ) 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( ) 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 ( 構内 ) (2) 貨物置き場 ( 構内 ) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 ( 構内 ) ・ 仮設ヤード ※ 無し 有り ( 図示による ) ※ 施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 驚音 、振動 、水質 、粉じん 、排出ガス 、その他 ( ) ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 ( ) ・ 别途協議による ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 驚音測定 、振動測定 、水質調査 、近隣家庭の事前・事後調査 、地盤沈下測定 ・ 駆逐箇所 ・ 図示による ・ 駆逐時期 ・ 図示による ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 ( 鉄道 、電気 、ガス 、水道 、電話 、その他( ) ) ・ 制限を受ける工種 ( ) ※ 着地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	5 施工条件	工事区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の着付工種が適用する場合には、・に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」 別表一 設備工事との工事区分表	工事内容	建築工事 電気設備工事 機械設備工事 その他		
3	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安全的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。 <table border="1"><tr><td>資材名</td><td>規格</td><td>調達地域等</td></tr></table>	資材名	規格	調達地域等						
資材名	規格	調達地域等									
東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	2 労働者確保	(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じる場合は、建設関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当で正直正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点での設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 ※ 建設費(共通仮設費):労働者確保費・借上費 労務管理費:労働者確保に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・器具及び作業服装等に要する費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険料等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用  (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建設関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費):設計書に横上げ計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費): %  (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。  (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。  (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建設関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。  (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行なう場合がある。  (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。									
準備期間確保工事・フレックス工事	1 準備期間確保工事 2 フレックス工事 3 着工届の提出 4 コリンズの登録 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 6 その他	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。  フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。  着工届は、着工後速やかに提出すること。  受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。  施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。  準備期間内には、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)  工事の始期までの着工予定期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工予定期間中に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)									

福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名		工事名称			
		設計年:令和〇〇年〇月	印	図面名称	電気設備工事特記仕様書 (2)	図面番号			

6	・ 1 内容  現場環境改善(快適トイレの設置)	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p><b>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 洋式・洋風便座</li> <li>(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)</li> <li>(3) 噴水及ぶ防止機能</li> <li>(4) 容易ドア開かない施錠機能</li> <li>(5) 照明設備</li> <li>(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のにおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</li> </ul> <p><b>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</li> <li>(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</li> <li>(9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)</li> <li>(10) 縄と手洗器</li> <li>(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</li> </ul> <p><b>【推奨する仕様、付属品(任意)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)</li> <li>(13) 擬音装置(機能を含む)</li> <li>(14) 着替え台</li> <li>(15) 臭気対策機能の多重化</li> <li>(16) 室内温度の調整が可能な設備</li> <li>(17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</li> </ul> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせて提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運賃費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	9 熱中症対策	<p>(1) 工期・工程等 ・ 热による作業不能日数</p> <p>本工事は、热による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値 (気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和〇年～〇年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3 日)を除く。)において、8時から17時の間に WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定期の現地作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ監督員が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく差異した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭、梁川、福島、磐倉、二木松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引、郡山、湯本、小野新町、石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河、東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山、若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>桧原、喜多方、西会津、猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見、南郷、田島、佐波岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬、飯館、浪江、川内、広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田、小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭、梁川、福島、磐倉、二木松	県中	船引、郡山、湯本、小野新町、石川	県南	白河、東白川	会津若松	金山、若松	喜多方	桧原、喜多方、西会津、猪苗代	南会津	只見、南郷、田島、佐波岐	相双	相馬、飯館、浪江、川内、広野	いわき	山田、小名浜
建設事務所管内	観測地点																					
県北	茂庭、梁川、福島、磐倉、二木松																					
県中	船引、郡山、湯本、小野新町、石川																					
県南	白河、東白川																					
会津若松	金山、若松																					
喜多方	桧原、喜多方、西会津、猪苗代																					
南会津	只見、南郷、田島、佐波岐																					
相双	相馬、飯館、浪江、川内、広野																					
いわき	山田、小名浜																					
7	・ 1 再生資源利用計画書 ・ 2 再生資源利用促進計画書	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	9 再生資源利用(促進)計画																			
8	1 内容  総合評価方式における技術提案書の確認	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「七十二工事共通様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	9 総合評価方式における技術提案書の確認																			